

岸本町・溝口町合併協議会 第20回会議 別添資料

1. 報告事項

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表（財産の取り扱い）	1
報告第2号関係	行政現況調書調整一覧表（機構及び組織の取り扱い）	2
報告第3号関係	行政現況調書調整一覧表（一般職員の身分の取り扱いについて）	3
報告第4号関係	行政現況調書調整一覧表（使用料、手数料等の取り扱い）	8
報告第5号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱い）	15
報告第6号関係	行政現況調書調整一覧表（諮問機関の取り扱い）	22
報告第7号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：財政事務）	26
報告第8号関係	行政現況調書調整一覧表（種事務事業の取り扱い：消防防災関係事業）	27
報告第9号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：公共交通事業）	28
報告第10号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：情報通信事業）	29
報告第11号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：医療費助成事業）	30
報告第12号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：健康づくり事業）	31
報告第13号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：母子保健事業）	34
報告第14号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：老人保健事業）	36
報告第15号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：高齢者福祉事業）	37
報告第16号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：母子・父子・寡婦福祉事業）	40
報告第17号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：障害者福祉事業）	41
報告第18号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：その他福祉事業）	45
報告第19号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：環境対策事業）	48

報告第 2 0 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：保育事業）	5 1
報告第 2 1 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：衛生関係事業）	5 3
報告第 2 2 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：同和人権対策事業）	5 6
報告第 2 3 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：上水道事業）	5 7
報告第 2 4 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：下水道事業）	6 0
報告第 2 5 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：土木建設事業）	6 1
報告第 2 6 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：農林水産事業）	6 3
報告第 2 7 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：商工業事業）	6 4
報告第 2 8 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：観光事業）	6 6
報告第 2 9 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：学校給食事業）	6 9
報告第 3 0 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：社会教育事業）	7 0
報告第 3 1 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：社会体育事業）	7 3
報告第 3 2 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：文化振興事業）	7 4
報告第 3 3 号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業の取り扱い：その他）	7 5
2 . 協議事項関係資料		
協議第 5 号関係追加資料	溝口中学校寄宿舎の集落別入舎数調	7 9
協議第 6 号関係追加資料	溝口町における学校給食費の徴収方法	8 0
協議第 8 号関係追加資料	植田正治写真美術財団に関する年度別町負担額調	8 1
3 . 提案事項関係資料		
提案第 1 号関係	行政現況調書調整一覧表（財産の取り扱い）	8 2
提案第 2 号関係	行政現況調書調整一覧表（補助金、交付金等の取り扱い：教育関係補助金）	1 0 1

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	財産の取扱い	責任者	若林成人	
合併協定項目	5財産の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>行政財産の管理 行政財産を管理・維持する 行政財産については、原則、施設等の設置・管理条例及び設置・管理規則を定める。</p> <p>【庁舎、農村環境改善センター】 総務課管理 【その他施設】 管理担当部署管理 【車両】 各配備課管理 【その他財産】 総務課管理</p>	<p>行政財産の管理 行政財産を管理・維持する 行政財産については、原則、施設等の設置・管理条例及び設置・管理規則を定める。</p> <p>【庁舎】 総務課管理 【その他施設】 管理担当部署管理 【車両】 原則総務課管理 【その他財産】 総務課管理</p>		課題・問題点 なし		<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>車輛については、別途調整する。</p>		
2	<p>普通財産の管理 普通財産の適正な管理を行うことを目的とする。</p> <p>普通財産（土地） 宅地 山林 その他 計</p> <p>普通財産（建物） 延床面積 旧あさひ 496 旧南公民 140 旧番原駐 68 旧庁舎・ 325 じげの川 6 言#### 旧あさひ保育所と旧南公民館は、平成16年度中に解体予定</p>	<p>普通財産の管理 普通財産の適正な管理を行うことを目的とする。</p> <p>普通財産（土地）（単位：㎡） 宅地 14,914 山林 115,866 その他 181,561 計 312,341</p> <p>普通財産（建物） なし</p> <p>宅地にはH16.12町が取得予定の住宅団地販売残15区画も含む</p>		課題・問題点 なし		<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>		
3	<p>財産の登記</p> <p>目的：町有財産に係る所有権の明確化を図り、財産の保全を目的とする。</p> <p>内容：土地の取得及び処分を担当した課で登記を行い、完了後は登記済証及び地形図、地籍測量図等の関係書類を総務課に引き継ぐ。 総務課では、財産台帳に記載するとともに関係書類を保管する。</p>	<p>財産の登記</p> <p>目的：町有財産に係る所有権の明確化を図り、財産の保全を目的とする。</p> <p>内容：土地の取得及び処分を担当した課で登記を行い、完了後は登記済証及び地形図、地籍測量図等の関係書類を総務課に引き継ぐ。 総務課では、財産台帳に記載するとともに関係書類を保管する。</p>		<p>問題</p> <p>1.旧村名義の土地がある。 2.町道等の拡幅に伴い、地元から寄附採納を行った土地について、未登記となっている箇所がある。</p>		<p>1.旧村名義の土地 現行のまま新町に引き継ぎ、合併後、新町名義に登記替えを行う。</p> <p>2.未登記の土地 現行のまま新町に引き継ぎ、地籍調査の時点で整理する。</p>		
4	<p>自動車、原動機付自転車の管理及び運用に関すること</p> <p>公用車の管理について必要な事項を定める。</p> <p>1 公用車両総括管理者 総務課長 2 安全運転運行管理者 総務課長 3 任意保険 (財) 全国自治協会</p>	<p>自動車、原動機付自転車の管理及び運用に関すること</p> <p>公用車の管理について必要な事項を定める。</p> <p>1 公用車両総括管理者 総務課長 2 安全運転運行管理者 総務課長 3 安全運転運行副管理者 総務課運転手 4 任意保険 (財) 全国自治協会</p>		<p>1.安全運転運行副管理者の設置の有無</p> <p>2.合併時の車輛配置計画の作成</p>		<p>合併時に次のとおり調整する。</p> <p>1.安全運転運行副管理者を分庁舎に置く。 2.各部署(各課)の専属する車輛と共用車輛と区別する。 3.管理及び車検等は専属車輛については各部署(各課)で対応し、共用車輛は総務課で対応する。 4.任意保険については、専属車輛・共用車輛とも総務課で一括管理とする。</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項												
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	機構及び組織の取扱い	責任者	森田 俊朗												
合併協定項目	7機構及び組織の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考														
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法													
1	<p>職員提案制度</p> <p>町民サービスの向上・事務事業の改善・活力ある職場の実現を図る、また、職員の潜在的能力の開発と改善意欲の増進を図る。</p> <p>町政に関する政策立案、事務改善について職員から提案を求め、行財政改革検討委員会で採用、趣旨採用と決定されたものについては、関係所属課等で実施、検討等について必要な措置をとる。</p> <p>職員等から提案があった場合、行財政改革検討委員会で審査を行う。</p> <p>町長は、採用・趣旨採用となった提案について、その内容事項を所管する関係所属長に対し、実施・検討等について必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>報奨金 採用 30,000円 趣旨採用 10,000円</p>	<p>職員提案制度</p> <p>町民サービスの向上・事務事業の改善・活力ある職場の実現を図る、また、職員の潜在的能力の開発と改善意欲の増進を図る。</p> <p>町政に関する政策立案、事務改善について職員から提案を求め、提案審査委員会で採用、趣旨採用と決定されたものについては、関係所属課等で実施、検討等について必要な措置をとる。</p> <p>職員等から提案があった場合、提案審査委員会で審査基準により審査を行う。</p> <p>町長は、採用・趣旨採用となった提案について、その内容事項を所管する関係所属長に対し、実施・検討等について必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>職員の提案を報奨することができる。(金額の規程はなし)</p> <table border="1"> <tr> <td>報奨の程度</td> <td>審査基準総合点数</td> </tr> <tr> <td>金賞</td> <td>90点以上</td> </tr> <tr> <td>銀賞</td> <td>70点以上</td> </tr> <tr> <td>銅賞</td> <td>50点以上</td> </tr> <tr> <td>努力賞</td> <td>30点以上</td> </tr> <tr> <td>提案賞</td> <td>10点以上</td> </tr> </table>		報奨の程度	審査基準総合点数	金賞	90点以上	銀賞	70点以上	銅賞	50点以上	努力賞	30点以上	提案賞	10点以上	<p>両町実施しているが職員からの提案はない。報奨制度に差異がある。</p>		<p>合併後に新たに定める。報奨等の内容は新町で検討する。</p>	
報奨の程度	審査基準総合点数																		
金賞	90点以上																		
銀賞	70点以上																		
銅賞	50点以上																		
努力賞	30点以上																		
提案賞	10点以上																		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱		責任者	岡田安路
合併協定項目	12一般職の職員の身分の取扱		各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
1	級別標準職務表 給与表級別の職務を分類する表 別紙のとおり		級別標準職務表 行政職給料表級別職務分類表 別紙のとおり		・職階の運用基準、運用方法が違う。		合併時に一元化する。 ・原則、1職階1級ではあるが、職員の給与の 均衡上の観点から1職階2級とする。 次のとおりとする。 1級 主事補級 2級 主事級 3級 主任級、経験を積んだ主事級 4級 係長級、経験を積んだ主任級 5級 課長補佐級、主幹級、経験を積んだ係長級 6級 経験を積んだ課長補佐級 7級 課長級 8級 総務課長、相当の経験及び実績を積んだ課 長級 合併後、当分の間は、旧町の職務職階の調整 上、別紙の案により施行し、定員及び人員配置 の適正化に併せて、再度、上記の方針により見 直しをする。	
2	給料表 給料表 一般行政職 8級制(国と同じ) 技能労務職 6級制(行政職(1)の表に一部組替) 給料表昇格基準 別紙資料による		給料表 給料表 一般行政職 8級制(国と同じ) 技能労務職 6級制(行政職(1)の表に一部組替) 給料表昇格基準 別紙資料による		技能労務職の給料表が一部違う。 一般行政職、技能労務職の昇格基 準が違う。		合併時に一元化する。ただし、その細目につい ては、両町の長の協議により決定するものとす る。	

岸本町

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	主事補、技師補及び保育士
2級	主事、技師、保健師、管理栄養士及び保育士
3級	主任、保育士主任、主任保健師、主任技師、主任管理栄養士
4級	1 係長及び主任保育士 2 高度な知識又は経験を有する主任、保育士主任、主任保健師、主任管理栄養士及び主任技師
5級	1 課長補佐、所長補佐、公民館長補佐、室長補佐及び主幹 2 高度な知識又は経験を有する係長、主任保育士
6級	1 課長、議会事務局長、センター長、所長、室長、教育次長、農業委員会事務局長及び参事 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐、所長補佐、室長補佐及び主幹の職務
7級	高度な知識又は経験を有する課長、議会事務局長、センター長、所長、室長、教育次長、農業委員会事務局長及び参事の職務
8級	総務課長、相当高度な知識又は経験を有する課長、議会事務局長、センター長、室長、教育次長及び農業委員会事務局長の職務

溝口町

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	1 定型的な業務を行う主事補、主事、技師補、書記、保育士又は児童厚生員 2 准看護師又は栄養士
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、書記、准看護師、栄養士、保育士又は児童厚生員 2 保健師、看護師又は管理栄養士
3級	1 主任 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、書記、栄養士、保育士又は児童厚生員 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事、保健師、看護師又は管理栄養士
4級	1 係長 2 保健師長又は看護師長 3 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任 4 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う社会教育主事
5級	1 課長補佐、室長補佐、局長補佐、次長補佐、館長、所長、主幹及び主任保育士 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行なう係長、保健師長又は看護師長 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任
6級	1 課長、室長、局長、次長又は主査 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する課長補佐、室長補佐、局長補佐、次長補佐、館長、所長、主幹及び主任保育士 3 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行なう保育士長又は看護師長
7級	1 高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する課長、室長、局長、次長、館長又は主査 2 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する所長（町長の承認を得たものに限る。）
8級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する課長、室長、局長、次長、館長又は主査

伯耆町(案)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	1 主事補、技師補、保育士及び児童厚生員 2 准看護師
2級	1 主事、技師、保健師、管理栄養士及び看護師 2 高度の知識又は経験を有する准看護師、保育士又は児童厚生員
3級	1 主任、主任技師、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士及び主任看護師 2 高度な知識又は経験を有する主事、技師、保健師、管理栄養士及び看護師 3 相当高度な知識又は経験を有する准看護師、保育士又は児童厚生員
4級	1 係長、保健師係長、管理栄養士係長、保育士係長及び看護師係長 2 高度な知識又は経験を有する主任、主任技師、主任保健師、主任管理栄養士、主任保育士及び主任看護師
5級	1 課長補佐、所長補佐、館長補佐、室長補佐、局長補佐、次長補佐及び主幹 2 高度な知識又は経験を有する係長、保健師係長、管理栄養士係長、保育士係長及び看護師係長
6級	高度な知識又は経験を有する課長補佐、所長補佐、館長補佐、室長補佐、局長補佐、次長補佐
7級	課長、局長、所長、室長、教育次長、館長及び参事
8級	総務課長、相当の高度な知識又は経験を有する課長、局長、所長、室長、教育次長、館長及び参事

岸 本 町
技能労務職級別職務分類表

職務の級	職種	職務の内容
1級	技能職員	(1)電話交換手の職務 (2)調理師の職務 (3)自動車運転手の職務 (4)その他これらに準ずる職務
	労務職員	(1)用務員の職務 (2)給食調理員の職務 (3)家庭奉仕員の職務 (4)労務作業員の職務
2級	技能職員	(1)相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)相当の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (3)相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (4)その他これらに準ずる職務
	労務職員	(1)相当の技能又は経験を必要とする用務員の職務 (2)相当の技能又は経験を必要とする給食調理員の職務 (3)相当の技能又は経験を必要とする家庭奉仕員の職務 (4)相当の技能又は経験を必要とする労務作業員の職務
3級	技能職員	(1)高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (3)高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (4)その他これらに準ずる職務
	労務職員	(1)高度の技能又は経験を必要とする用務員の職務 (2)高度の技能又は経験を必要とする給食調理員の職務 (3)高度の技能又は経験を必要とする家庭奉仕員の職務 (4)高度の技能又は経験を必要とする労務作業員の職務
4級	技能職員	(1)特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)特に高度の技能又は経験を必要とする調理師の職務 (3)特に高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (4)その他これらに準ずる職務
	労務職員	(1)特に高度の技能又は経験を必要とする用務員の職務 (2)特に高度の技能又は経験を必要とする給食調理員の職務 (3)特に高度の技能又は経験を必要とする家庭奉仕員の職務 (4)特に高度の技能又は経験を必要とする労務作業員の職務
5級	技能職員	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長又はこれに相当する者の職務
	労務職員	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長又はこれに相当する者の職務
6級	技能職員	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長で相当の経験を有する者又はこれに相当する者の職務
	労務職員	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長で相当の経験を有する者又はこれに相当する者の職務

溝 口 町
技能労務職級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	(1)電話交換手の職務 (2)一般技能職員（物の制作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職をいう。以下同じ。）の職務 (3)調理師、調理員（以下「調理師等」という。）の職務 (4)自動車運転手の職務 (5)用務員、労務作業員、洗濯婦等（以下「用務員等」という。）の職務
	(1)相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 (3)相当の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師等の職務 (4)相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (5)数名の用務員等を直接指揮監督する主任又は特に困難な業務を行う用務員等の職務
3級	(1)高度の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)高度の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 (3)高度の技能又は経験を必要とする業務を行う調理師等の職務 (4)高度の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 (5)相当数の用務員等を直接指揮監督する主任の職務
	(1)数名の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 (2)数名の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 (3)数名の調理師等を直接指揮監督する主任の職務 (4)数名の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長、係長の職務
5級	(1)多数の電話交換手を直接指揮監督する組長の職務 (2)多数の一般技能職員を直接指揮監督する職長の職務 (3)多数の調理師等を直接指揮監督する主任の職務 (4)多数の自動車運転手を直接指揮監督する車庫長、係長の職務

伯 耆 町(案)
技能労務職級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	(1)電話交換手の職務 (2)一般技能職員（物の制作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職をいう。以下同じ。）の職務 (3)調理師の職務 (4)自動車運転手の職務 (5)用務員、業務員、給食調理員、家庭奉仕員、労務作業員、洗濯婦等（以下「用務員等」という。）の職務 (6)その他これらに準ずる職務
	(1)相当の技能技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)相当の技能技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 (3)相当の技能技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4)相当の技能技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (5)相当の技能技能又は経験を必要とする用務員等の職務 (6)その他これらに準ずる職務
3級	(1)高度の技能技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)高度の技能技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 (3)高度の技能技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4)高度の技能技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (5)高度の技能技能又は経験を必要とする用務員等の職務 (6)その他これらに準ずる職務
	(1)特に高度の技能技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 (2)特に高度の技能技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 (3)特に高度の技能技能又は経験を必要とする調理師の職務 (4)特に高度の技能技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 (5)特に高度の技能技能又は経験を必要とする用務員等の職務 (6)その他これらに準ずる職務
5級	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長又はこれに相当する者の職務
	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長又はこれに相当する者の職務
6級	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長で相当の経験を有する者又はこれに相当する者の職務
	数名の技能労務職員等を直接指揮監督する長で相当の経験を有する者又はこれに相当する者の職務

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
		給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	—	—	—	—	184,400	7,000	218,200	8,000	235,700	8,900	256,300	8,900	275,600	9,200	296,800	10,000
	2	134,400	4,400	170,700	6,700	191,400	7,200	226,200	8,400	244,600	9,100	265,200	9,000	284,800	9,500	306,800	10,100
	3	138,800	4,500	177,400	7,000	198,600	7,100	234,600	8,900	253,700	8,600	274,200	9,100	294,300	9,800	316,900	10,300
	4	143,300	5,200	184,400	5,800	205,700	7,600	243,500	9,000	262,300	8,500	283,300	9,100	304,100	9,700	327,200	10,400
	5	148,500	5,800	190,200	5,300	213,300	7,800	252,500	8,400	270,800	8,600	292,400	9,200	313,800	9,900	337,600	10,400
	6	154,300	5,900	195,500	5,200	221,100	7,900	260,900	8,400	279,400	8,600	301,600	9,300	323,700	9,900	348,000	9,800
	7	160,200	6,300	200,700	5,100	229,000	7,400	269,300	8,300	288,000	8,400	310,900	9,300	333,600	9,700	357,800	9,500
	8	166,500	4,600	205,800	4,900	236,400	6,400	277,600	8,100	296,400	8,400	320,200	9,300	343,300	9,400	367,300	9,400
	9	171,100	3,500	210,700	4,400	242,800	6,400	285,700	7,900	304,800	8,300	329,500	9,200	352,700	9,200	376,700	9,300
	10	174,600	3,000	215,100	4,400	249,200	6,200	293,600	7,700	313,100	8,000	338,700	9,300	361,900	9,000	386,000	9,300
	11	177,600	2,700	219,500	4,200	255,400	5,500	301,300	7,300	321,100	7,400	348,000	9,200	370,900	8,700	395,300	9,300
	12	180,300	2,500	223,700	4,300	260,900	5,500	308,600	7,000	328,500	7,400	357,200	8,900	379,600	8,400	404,600	8,600
	13	182,800	2,000	228,000	3,200	266,400	5,000	315,600	6,800	335,900	7,200	366,100	8,700	388,000	7,000	413,200	7,900
	14	184,800	2,000	231,200	2,900	271,400	5,100	322,400	6,000	343,100	5,500	374,800	7,500	395,000	5,500	421,100	5,800
	15	186,800	1,600	234,100	3,100	276,500	4,500	328,400	5,600	348,600	4,700	382,300	5,500	400,500	4,700	426,900	5,600
	16	188,400		237,200	2,900	281,000	4,000	334,000	3,600	353,300	4,000	387,800	5,000	405,200	4,200	432,500	3,800
	17			240,100	2,900	285,000	3,700	337,600	3,300	357,300	3,300	392,800	3,400	409,400	3,500	436,300	3,700
	18			243,000	1,800	288,700	3,200	340,900	3,100	360,600	2,800	396,200	3,500	412,900	3,700	440,000	3,900
	19			244,800		291,900	2,300	344,000	2,300	363,400	2,900	399,700	3,400	416,600	3,500	443,900	3,600
	20					294,200	1,900	346,300	2,200	366,300	2,500	403,100	3,400	420,100	3,500	447,500	3,600
	21					296,100	2,000	348,500	2,300	368,800	2,500	406,500	3,400	423,600	3,500	451,100	
	22					298,100	1,900	350,800	2,200	371,300	2,500	409,900	3,400	427,100			
	23					300,000	2,000	353,000	2,200	373,800	2,600	413,300	3,400				
	24					302,000	1,900	355,200	2,400	376,400	2,600	416,700					
	25					303,900	1,800	357,600	2,200	379,000	2,600						
	26					305,700	1,900	359,800	2,300	381,600							
	27					307,600	2,000	362,100	2,200								
	28					309,600	1,900	364,300									
	29					311,500	1,900										
	30					313,400	1,900										
	31					315,300	1,800										
	32					317,100											
再任用職員		150,100		187,400		215,300		251,700		269,000		292,800		309,700		331,300	

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級	
		給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額	給料月額	間差額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	—	—	—	—	184,400	7,000	218,200	8,000	235,700	8,900	256,300	8,900	275,600	9,200	296,800	10,000
	2	134,400	4,400	170,700	6,700	191,400	7,200	226,200	8,400	244,600	9,100	265,200	9,000	284,800	9,500	306,800	10,100
	3	138,800	4,500	177,400	7,000	198,600	7,100	234,600	8,900	253,700	8,600	274,200	9,100	294,300	9,800	316,900	10,300
	4	143,300	5,200	184,400	5,800	205,700	7,600	243,500	9,000	262,300	8,500	283,300	9,100	304,100	9,700	327,200	10,400
	5	148,500	5,800	190,200	5,300	213,300	7,800	252,500	8,400	270,800	8,600	292,400	9,200	313,800	9,900	337,600	10,400
	6	154,300	5,900	195,500	5,200	221,100	7,900	260,900	8,400	279,400	8,600	301,600	9,300	323,700	9,900	348,000	9,800
	7	160,200	6,300	200,700	5,100	229,000	7,400	269,300	8,300	288,000	8,400	310,900	9,300	333,600	9,700	357,800	9,500
	8	166,500	4,600	205,800	4,900	236,400	6,400	277,600	8,100	296,400	8,400	320,200	9,300	343,300	9,400	367,300	9,400
	9	171,100	3,500	210,700	4,400	242,800	6,400	285,700	7,900	304,800	8,300	329,500	9,200	352,700	9,200	376,700	9,300
	10	174,600	3,000	215,100	4,400	249,200	6,200	293,600	7,700	313,100	8,000	338,700	9,300	361,900	9,000	386,000	9,300
	11	177,600	2,700	219,500	4,200	255,400	5,500	301,300	7,300	321,100	7,400	348,000	9,200	370,900	8,700	395,300	9,300
	12	180,300	2,500	223,700	4,300	260,900	5,500	308,600	7,000	328,500	7,400	357,200	8,900	379,600	8,400	404,600	8,600
	13	182,800	2,000	228,000	3,200	266,400	5,000	315,600	6,800	335,900	7,200	366,100	8,700	388,000	7,000	413,200	7,900
	14	184,800	2,000	231,200	2,900	271,400	5,100	322,400	6,000	343,100	5,500	374,800	7,500	395,000	5,500	421,100	5,800
	15	186,800	1,600	234,100	3,100	276,500	4,500	328,400	5,600	348,600	4,700	382,300	5,500	400,500	4,700	426,900	5,600
	16	188,400		237,200	2,900	281,000	4,000	334,000	3,600	353,300	4,000	387,800	5,000	405,200	4,200	432,500	3,800
	17			240,100	2,900	285,000	3,700	337,600	3,300	357,300	3,300	392,800	3,400	409,400	3,500	436,300	3,700
	18			243,000	1,800	288,700	3,200	340,900	3,100	360,600	2,800	396,200	3,500	412,900	3,700	440,000	3,900
	19			244,800		291,900	2,300	344,000	2,300	363,400	2,900	399,700	3,400	416,600	3,500	443,900	3,600
	20					294,200	1,900	346,300	2,200	366,300	2,500	403,100	3,400	420,100	3,500	447,500	3,600
	21					296,100	2,000	348,500	2,300	368,800	2,500	406,500	3,400	423,600	3,500	451,100	
	22					298,100	1,900	350,800	2,200	371,300	2,500	409,900	3,400	427,100			
	23					300,000	2,000	353,000	2,200	373,800	2,600	413,300	3,400				
	24					302,000	1,900	355,200	2,400	376,400	2,600	416,700					
	25					303,900	1,800	357,600	2,200	379,000	2,600						
	26					305,700	1,900	359,800	2,300	381,600							
	27					307,600	2,000	362,100	2,200								
	28					309,600	1,900	364,300									
	29					311,500	1,900										
	30					313,400	1,900										
	31					315,300	1,800										
	32					317,100											
再任用職員		150,100		187,400		215,300		251,700		269,000		292,800		309,700		331,300	

別表第1 (第2条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	職務の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,000	184,400	218,200	235,700	256,300
	2	120,600	171,800	191,400	226,200	244,600	265,200
	3	124,300	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200
	4	128,100	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300
	5	131,900	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400
	6	134,400	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600
	7	138,800	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900
	8	143,300	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200
	9	148,500	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500
	10	154,300	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700
再任用 職員 以外の 職員	11	160,200	219,900	255,400	301,300	321,100	348,000
	12	166,500	224,900	260,900	308,600	328,500	357,200
	13	171,400	229,700	266,400	315,600	335,900	366,100
	14	177,200	234,500	271,400	322,400	343,100	374,800
	15	182,700	239,300	276,500	328,400	348,600	382,300
	16	187,400	243,400	281,000	334,000	353,300	387,800
	17	191,800	247,400	285,000	337,600	357,300	392,800
	18	196,200	251,200	288,700	340,900	360,600	396,200
	19	200,000	254,400	291,900	344,000	363,400	399,700
	20	203,600	256,700	294,200	346,300	366,300	403,100
	21	206,500	258,800	296,100	348,500	368,800	406,500
	22	209,500	260,700	298,100	350,800	371,300	409,900
	23	212,300	262,000	300,000	353,000	373,800	413,300
	24	215,200	263,400	302,000	355,200	376,400	416,700
	25	217,900	265,000	303,900	357,600	379,000	
	26	220,200	266,700	305,700	359,800	381,600	
	27	222,300	268,300	307,600	362,100		
	28	224,400	270,000	309,600	364,300		
	29	226,600	271,500	311,500			
	30	228,500	273,100	313,400			
	31	230,500	274,700	315,300			
	32	232,400	276,400	317,100			
	33	234,000	277,900				
再任用 職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800

別表第1 (第2条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	職務の級 号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100
再任用 職員 以外の 職員	11	177,600	219,900	255,400	301,300	321,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300
	17		240,100	285,000	337,600	357,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600
	19		244,800	291,900	344,000	363,400
	20			294,200	346,300	366,300
	21			296,100	348,500	368,800
	22			298,100	350,800	371,300
	23			300,000	353,000	373,800
	24			302,000	355,200	376,400
	25			303,900	357,600	379,000
	26			305,700	359,800	381,600
	27			307,600	362,100	
	28			309,600	364,300	
	29			311,500		
	30			313,400		
	31			315,300		
	32			317,100		
再任用 職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000

伯耆町(案)

別表第1 (第2条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	職務の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,000	184,400	218,200	235,700	256,300
	2	120,600	171,800	191,400	226,200	244,600	265,200
	3	124,300	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200
	4	128,100	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300
	5	131,900	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400
	6	134,400	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600
	7	138,800	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900
	8	143,300	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200
	9	148,500	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500
	10	154,300	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700
再任用 職員 以外の 職員	11	160,200	219,900	255,400	301,300	321,100	348,000
	12	166,500	224,900	260,900	308,600	328,500	357,200
	13	171,400	229,700	266,400	315,600	335,900	366,100
	14	177,200	234,500	271,400	322,400	343,100	374,800
	15	182,700	239,300	276,500	328,400	348,600	382,300
	16	187,400	243,400	281,000	334,000	353,300	387,800
	17	191,800	247,400	285,000	337,600	357,300	392,800
	18	196,200	251,200	288,700	340,900	360,600	396,200
	19	200,000	254,400	291,900	344,000	363,400	399,700
	20	203,600	256,700	294,200	346,300	366,300	403,100
	21	206,500	258,800	296,100	348,500	368,800	406,500
	22	209,500	260,700	298,100	350,800	371,300	409,900
	23	212,300	262,000	300,000	353,000	373,800	413,300
	24	215,200	263,400	302,000	355,200	376,400	416,700
	25	217,900	265,000	303,900	357,600	379,000	
	26	220,200	266,700	305,700	359,800	381,600	
	27	222,300	268,300	307,600	362,100		
	28	224,400	270,000	309,600	364,300		
	29	226,600	271,500	311,500			
	30	228,500	273,100	313,400			
	31	230,500	274,700	315,300			
	32	232,400	276,400	317,100			
	33	234,000	277,900				
再任用 職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	地域開発関係事業	責任者	草原啓司	
合併協議項目	17 使用料手数料の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>農村環境改善センターの使用料</p> <p>使用においては、条例に定める額を納めることとする。 ただし、公共的な使用及び町長が特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することが出来る。</p> <p>なお特殊な電灯および電力又はプロパンガスを使用する場合は、 のとおり使用料を徴収する。 (生活研修室に適用) 特殊な電灯及び電力(発酵器) 1回につき(1台あたり)100円 プロパンガス1m3につき260円</p> <p>施設使用料は別表のとおり</p>	<p>農村環境改善センターの使用料</p> <p>使用においては、条例に定める額を納めることとする。 ただし、公共的な使用及び町長が特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することが出来る。</p> <p>施設使用料は別表のとおり</p>	<p>岸本町の農村環境改善センターと、溝口町の環境改善センターでは、使用目的、管理について異なる点が多い。</p>			<p>現行のまま新町に引き継ぐ。 使用料における冷暖房の加算割合は岸本町の例による。</p>		

別表 (第5条関係)

使用時間 使用区分	昼 間		夜 間
	午 前	午 後	
	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～ 午後10時
多目的	執務 時間中	1時間当たり 1,050円	
ホール	執務 時間外	1時間当たり 2,100円	
生活 研修室	販 売 加 工	1回につき 2,100円	
	その他	1回につき 1,050円	
その他の室 (1室当り)	1回につき 1,050円	1回につき 1,050円	1回につき 2,100円
<p>1 冷房又は暖房を使用する場合は、上記使用料の5割に相当する金額を加算した額とする。</p> <p>2 特殊な電灯及び電力又はプロパンガスを使用する場合は、実費相当額を徴収する。</p> <p>3 使用者が入場料等を徴収する場合は、上記使用料の2倍の額とする。</p> <p>4 この表において執務時間外とは、岸本町の休日を定める条例（平成元年岸本町条例第19号）に規定する休日並びに午前8時30分から午後5時まで以外の時間をいう。</p>			

D〔岸本町②一六〕四一八五

の旨を町長に届出をし、町長が定める額によりその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

別表 (第11条関係)

室 名	1時間当たり 使用料	摘 要
視聴覚研修室	600円	冷房暖房設備を使用する場合は、1時間当たり 使用料に30パーセントを乗じた金額を加算する。
研 修 室	400円	

D〔溝口町②〕二八三八

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業	責任者	野坂博文
-------	--------	-----	------	------------	----------	-----	------

合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い	各種事務事業の取扱い	備考
--------	------------------	------------	----

連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法																																								
2	<p>一般廃棄物処理手数料</p> <p>可燃ごみ投入手数料 平成16年4月1日改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重 量</th> <th>手数料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50kg未満</td><td>500</td></tr> <tr><td>50kg以上100kg未満</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>100kg以上200kg未満</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>200kg以上300kg未満</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>300kg以上400kg未満</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>400kg以上500kg未満</td><td>5,000</td></tr> <tr><td>500kg以上600kg未満</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>600kg以上700kg未満</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>700kg以上800kg未満</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>800kg以上900kg未満</td><td>9,000</td></tr> <tr><td>900kg以上1t未満</td><td>10,000</td></tr> </tbody> </table> <p>注)1回当りの料金</p> <p>事業活動に伴って生じた可燃ごみをクリンセンターにおいて処理しようとする者は上記の手数料を支払わなければならない。</p> <p>平成14年度の状況 収入額 1,800,000円 推計</p> <p>*この手数料は、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合で定められたもの。</p>	重 量	手数料(円)	50kg未満	500	50kg以上100kg未満	1,000	100kg以上200kg未満	2,000	200kg以上300kg未満	3,000	300kg以上400kg未満	4,000	400kg以上500kg未満	5,000	500kg以上600kg未満	6,000	600kg以上700kg未満	7,000	700kg以上800kg未満	8,000	800kg以上900kg未満	9,000	900kg以上1t未満	10,000	<p>一般廃棄物処理手数料</p> <p>可燃ごみ投入手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重 量</th> <th>手数料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50kg未満</td><td>500</td></tr> <tr><td>50kg以上100kg未満</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>100kg以上500kg未満</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>500kg以上1t未満</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>1t以上1.5t未満</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>1.5t以上2t未満</td><td>8,000</td></tr> <tr><td>2t以上</td><td>10,000</td></tr> </tbody> </table> <p>事業活動に伴って生じた可燃ごみを清掃センターにおいて処理しようとする者は上記の手数料を支払わなければならない。</p> <p>平成14年度の状況 収入額 931,250円</p>	重 量	手数料(円)	50kg未満	500	50kg以上100kg未満	1,000	100kg以上500kg未満	2,000	500kg以上1t未満	4,000	1t以上1.5t未満	6,000	1.5t以上2t未満	8,000	2t以上	10,000	<p>・事業系一般廃棄物可燃ゴミ投入手数料が異なる。</p>	<p>合併時に岸本町の例により一元化する。</p> <p>*料金は、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合の決定に準ずる。</p>
重 量	手数料(円)																																											
50kg未満	500																																											
50kg以上100kg未満	1,000																																											
100kg以上200kg未満	2,000																																											
200kg以上300kg未満	3,000																																											
300kg以上400kg未満	4,000																																											
400kg以上500kg未満	5,000																																											
500kg以上600kg未満	6,000																																											
600kg以上700kg未満	7,000																																											
700kg以上800kg未満	8,000																																											
800kg以上900kg未満	9,000																																											
900kg以上1t未満	10,000																																											
重 量	手数料(円)																																											
50kg未満	500																																											
50kg以上100kg未満	1,000																																											
100kg以上500kg未満	2,000																																											
500kg以上1t未満	4,000																																											
1t以上1.5t未満	6,000																																											
1.5t以上2t未満	8,000																																											
2t以上	10,000																																											

幹事長専決事項
責任者 齊下正司

専門部会名	事務局	責任者		ワーキンググループ名	
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考

連番	岸本町	溝口町	課題・問題点	調整方法
----	-----	-----	--------	------

1	各種公共施設のうち、一方の町にのみ設置されている施設の使用料				現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		
	一方の町にのみ設置されている主な施設の使用料事例						
	岸本町保健福祉センター使用料		神奈備ふれあい会館使用料				
	健康増進棟施設使用料（1人1回当り）						
	区分	乳幼児	小中学生	高校生以上		備考	
	入浴料・プール利用共	一般	無料	300円		500円	大人用回数券11回綴5,000円
		高齢者	-	-		300円	70歳以上の町民に限る。
		障害者	無料	無料		300円	町民で身体障害者手帳の保持者。
		要介護者	-	-		300円	町民で介護保険による要支援、要介護認定者
		介護予防及び保健事業等の参加者	無料	無料		300円	町が事業主体となって実施する健康増進事業等の参加者
	プールのみ	一般	無料	300円		300円	
	保健福祉棟施設使用料（1質1時間当り）						
	室名	時間帯	室使用料	冷暖房使用料			
	大会議室 全室使用	保健福祉棟 開館時間内	520円	520円			
		保健福祉棟 開館時間外	1,050円	520円			
大会議室 部分使用	保健福祉棟 開館時間内	310円	310円				
	保健福祉棟 開館時間外	630円	310円				
その他の室	保健・健康づくり・福祉・介護支援のための事業又は町長が認める事業以外に使用は許可しない。						
		索道利用料					
		スキーリフト					
区分	料金						
第1～3リフト	1回券	11回券	ナイター券				
	¥300	¥3,000	¥3,000				
	午前券	午後券	1日券				
	¥3,300	¥3,300	¥4,600				
		観光リフト					
区分	料金						
第3リフト	片道券	往復券					
	¥300	¥500					
		貸しスキー等					
区分	料金						
終日	スキー板	スキー靴	ストック				
	¥1,300	¥800	¥400				
	スノーボード板	スノーボード靴	スノーボードセット				
	¥1,500	¥1,000	¥2,000				
	スキーセット						
	¥2,000						

幹事長専決事項
責任者 齊下正司

専門部会名	事務局	責任者		ワーキンググループ名		責任者	齊下正司
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考		

連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法																																						
	丸山ふれあいの森キャンプ場使用料 【使用料】 平成10年度に整備した丸山ふれあいの森キャンプ場の使用料。 ○使用料は1泊2日で1人100円。 年度によりばらつきがあるものの、年間約200人前後の使用がある。		おにっ子ランド・鬼の像（ミュージアム）の利用料金 【利用料】 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(15人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鬼の像</td> <td>小人(小、中学生)</td> <td>¥200</td> <td>¥150</td> </tr> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>¥400</td> <td>¥300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">おにっ子ランド</td> <td>小人(3才～中学生)</td> <td>¥250</td> <td>¥200</td> </tr> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>¥500</td> <td>¥400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鬼の像・おにっ子ランドセット</td> <td>小人(3才～中学生)</td> <td>¥300</td> <td>¥250</td> </tr> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>¥600</td> <td>¥500</td> </tr> </tbody> </table>		区分	料金		個人	団体(15人以上)	鬼の像	小人(小、中学生)	¥200	¥150	大人(高校生以上)	¥400	¥300	おにっ子ランド	小人(3才～中学生)	¥250	¥200	大人(高校生以上)	¥500	¥400	鬼の像・おにっ子ランドセット	小人(3才～中学生)	¥300	¥250	大人(高校生以上)	¥600	¥500												
	区分	料金																																								
		個人	団体(15人以上)																																							
	鬼の像	小人(小、中学生)	¥200	¥150																																						
		大人(高校生以上)	¥400	¥300																																						
	おにっ子ランド	小人(3才～中学生)	¥250	¥200																																						
		大人(高校生以上)	¥500	¥400																																						
	鬼の像・おにっ子ランドセット	小人(3才～中学生)	¥300	¥250																																						
		大人(高校生以上)	¥600	¥500																																						
	テニスコート使用料 【使用料】 テニスコート使用料 1面1時間あたり		2000/10/6～2001/4/27まで地震で被災のため休館。 冬期間休館																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料金</th> <th>ナイター料金</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内</td> <td>310</td> <td>300</td> <td>おおむね町民</td> </tr> <tr> <td>混合</td> <td>630</td> <td>600</td> <td>町民が半数</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,260</td> <td>600</td> <td>その他一般</td> </tr> <tr> <td>早朝割引</td> <td>630</td> <td>-</td> <td>午前6時～9時の早朝一般利用</td> </tr> <tr> <td>特別減免(平日利用)</td> <td>無料</td> <td>300</td> <td>町内の小・中学のクラブ練習及び町主催の大会等</td> </tr> <tr> <td>特別減免(平日利用)</td> <td>310</td> <td>300</td> <td>県内の小・中・高校のクラブ練習等</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料金	ナイター料金	対象者	町内	310	300	おおむね町民	混合	630	600	町民が半数	一般	1,260	600	その他一般	早朝割引	630	-	午前6時～9時の早朝一般利用	特別減免(平日利用)	無料	300	町内の小・中学のクラブ練習及び町主催の大会等	特別減免(平日利用)	310	300	県内の小・中・高校のクラブ練習等	棋水フィールドステーション利用料 【利用料】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名等</th> <th>1時間あたりの利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レクチャールーム</td> <td>¥400</td> </tr> <tr> <td>展示案内ルーム</td> <td>¥300</td> </tr> <tr> <td>スポーツレクリエーションルーム</td> <td>¥300</td> </tr> <tr> <td>農産物直売コーナー</td> <td>¥300</td> </tr> </tbody> </table>		室名等	1時間あたりの利用料金	レクチャールーム	¥400	展示案内ルーム	¥300	スポーツレクリエーションルーム	¥300	農産物直売コーナー	¥300	
区分	使用料金	ナイター料金	対象者																																							
町内	310	300	おおむね町民																																							
混合	630	600	町民が半数																																							
一般	1,260	600	その他一般																																							
早朝割引	630	-	午前6時～9時の早朝一般利用																																							
特別減免(平日利用)	無料	300	町内の小・中学のクラブ練習及び町主催の大会等																																							
特別減免(平日利用)	310	300	県内の小・中・高校のクラブ練習等																																							
室名等	1時間あたりの利用料金																																									
レクチャールーム	¥400																																									
展示案内ルーム	¥300																																									
スポーツレクリエーションルーム	¥300																																									
農産物直売コーナー	¥300																																									
		暖房期間中の午前8時から午後5時までの間については、1時間あたり30円を、午後5時以降については、1時間あたり2,100円を加算する。																																								

専門部会名	事務局	責任者		ワーキンググループ名		責任者	齊下正司
-------	-----	-----	--	------------	--	-----	------

合併協定項目	17 使用料、手数料等の取り扱い	各種事務事業の取扱い		備考	
--------	------------------	------------	--	----	--

連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法
----	-------	-------	--------	------

写真美術館観覧料

	小・中学生	高校生・大学生	一般	
普通観覧料	個人	300	500	800
	団体	200	400	700
特別観覧料	町長がその都度定める額			
定期観覧料	4,000			

注) 団体は、20名以上の団体。

鬼の館使用料、手数料等の取り扱い

・使用料は条例に定めるとおりとする。

施設使用料 (単位 円)

室 名	時間区分	午 前	午 後	夜 間	昼 間	昼夜間	全 日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
ホ ー ル	A	平日 3,000	3,000	4,000	6,000	7,000	9,000
	土・日・休日	3,600	3,600	4,800	7,200	8,400	10,800
B	平日	4,000	4,000	5,000	8,000	9,000	12,000
	土・日・休日	4,800	4,800	6,000	9,600	10,800	14,400
C	平日	6,000	6,000	7,000	11,000	12,000	16,000
	土・日・休日	8,000	8,000	9,000	14,000	15,000	20,000
控 室		200	200	200	400	400	500

- ・前記料金は基本料金とする
- ・使用者が町外者の場合は、前記料金に20%を乗じた金額を加算する。
- ・A区分は、営利目的以外で入場料等を徴収しない場合
- ・B区分は、営利目的以外で入場料等を徴収する場合
- ・C区分は、営利目的で使用する場で、入場料等を徴収する場合
- ・冷暖房設備を使用する場合は、施設使用料に30%を乗じた金額を加算する
- ・控室のみ使用することは認めない。
- ・超過時間は1時間のみ認め、その料金は使用時間帯の30%を乗じた金額を加算する。ただし、夜間は基本的に超過を認めない。

設備器具使用料
別表のとおり

設備器具使用料

区分	設備器具名	単位	1回の使用料	
照明関係設備	主調光設備	1式	2,000円	
	ボーダーライト	1式	500円	
	サスペンションライト	1台	100円	
	シーリングスポットライト	1台	100円	
	フロントサイドスポットライト	1台	100円	
	トーマンタルライト	1式	300円	
	ローアホリゾンライト	1式	500円	
	アッパーホリゾンライト	1式	500円	
	フットライト	1式	500円	
	クセノンピンスポットライト1kW	1式	1,000円	
	スタンドライト(スタンド含む。)	1台	200円	
	音響関係設備	主調整設備	1式	3,000円
		コンパクトミキサー	1台	500円
コンパクトディスクプレーヤー		1台	500円	
コンパクトディスクレコーダー		1台	500円	
デジタルオーディオテープデッキ		1台	500円	
カセットテープレコーダー		1台	500円	
マイクロホン		1個	200円	
ワイヤレスマイクロホン		1個	500円	
スタンド付マイクロホン		1個	300円	
マイクスタンド		1個	100円	
ステージスピーカー		1台	200円	
跳返りスピーカー		1台	200円	

舞台関係設備	音響反射板	1式	3,000円
	演台(花台を含む。)	1台	500円
	司会者用演台	1台	200円
	指揮台(指揮者用譜面台を含む。)	1台	300円
	平 台	1台	100円
	箱 馬	1個	20円
	高 足	1個	20円
	木 台	1個	10円
	めくり立て	1台	20円
その他の設備	グランドピアノ	1台	3,000円
	映写スクリーン	1式	500円
	ビデオプロジェクター(送出装置等を含む。)	1式	2,000円
	譜 面 台	1台	30円
	演奏者用いす	1脚	20円
	コントラバスいす	1脚	50円
	展示用パネル	1枚	100円
コンセント(館の器具を使用しない場合)	1kW	100円	

備考

- ア 設備器具使用料は、午前、午後、夜間の区分ごとに1回の使用料として算定する。ただし、準備等(リハーサルは除く。)の場合は半額とする。
- イ 超過使用の場合は、前記料金に30パーセントを乗じた金額を加算する。
- ウ コンセントの使用料は、使用する設備器具の定額消費電力を合計して得た数値で算出する。この場合において合計して得た数値の1kW未満の数値については1kWに切上げる。

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項					
専門部会名	総務部会		責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	消防防災関係事業/ 補助金、交付金の取り扱い		責任者	井澤宏和		
合併協定項目	18補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い				備考					
連番	岸 本 町		溝 口 町				課題・問題点			調整方法		
1	西部地区消防操法大会出場補助金 西部地区消防操法大会に出場する分団の技術向上を図るため、大会当日までの訓練等に必要な経費を交付する。 補助金額 1分団あたり 70,000円 (参考) 15年度実績 自動車ポンプ操法の部 本部分団 70,000円 小型ポンプ操法の部 第3分団 70,000円 計 140,000円						1 溝口町に補助制度がない。 2 岸本町は訓練の動員費(費用弁償)をこの補助金で措置しているのに対し、溝口町は費用弁償で支払っている。			合併時に廃止する。 (参考) 溝口町の例により西部地区消防操法大会に出場する分団(団員)に対し出場選手分は正規の費用弁償を支払うように調整する。 ただし、予算で上限を設定する。		
2	バス路線維持対策補助金 赤字バス路線の運行に補助金を交付して路線を維持し、交通弱者の通学、通院等の交通機関を確保する 平成14年度日ノ丸バス運行補助金		バス路線維持対策補助金 交通弱者の通学、通院等の交通機関を確保するため、赤字バス路線の運行に補助金を交付し、路線の維持を図る。 平成14年度日ノ丸バス運行補助金				1 運行業者(日ノ丸自動車)との調整が必要である。 2 現行の路線を維持するため引き続き補助が必要となる。			現行どおり新町に引き継ぐ 1 日ノ丸自動車と調整を行い現行どおり路線を維持する。 2 路線を維持するため、現行どおり補助を行う。		
	単位 円		単位 円									
	路線名		町補助金	県補助金	補助額		路線名		町補助金	県補助金	補助額	
	生活路線	岸本町内線(循環線)	8,704,000	2,279,000	10,983,000		生活路線	日光・榎水線	7,467,427	2,027,000	9,494,427	
		八郷線	331,000		331,000			根雨線	746,998		746,998	
		根雨線	636,000		636,000			広域路線	二部・江尾線	3,669,791		3,669,791
	広域路線	八郷線	396,000		396,000		合計		11,884,216	2,027,000	13,911,216	
		二部線	1,714,000		1,714,000							
		根雨線	156,000		156,000							
		賀野 岩屋谷	31,000		31,000							
合計		2,279,000	2,279,000	14,247,000								
・赤字相当額を補助する。 ・補助金の80%を特別交付税で措置される。		・赤字相当額を補助する。 ・補助金の80%を特別交付税で措置される。										

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	企画部会	責任者	杉原良仁	ワーキンググループ名	交通安全事業	責任者	片平道也	
合併協議項目	18.補助金、交付金の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
3	<p>交通安全母の会補助金</p> <p>各種団体の運営費の補助を行い、円滑な活動を図る。 全家庭の母親が一体となって地域の交通安全を図るため、必要な施策を協議推進する。</p> <p>活動内容 交通安全思想の普及徹底 交通安全検討会・講習会の開催</p> <p>定額補助 岸本町母の会連合会 20,000円 岸本中学校保護者の会 20,000円 岸本小学校母の会 20,000円 八郷小学校母の会 20,000円 こしき保育所母の会 10,000円 ふたば保育所母の会 10,000円 あさひ保育所母の会 10,000円</p>	<p>交通安全母の会補助金</p> <p>各種団体の運営費の補助を行い、円滑な活動を図る。 交通安全意識の高揚を図り、交通事故から子供を守り明るいまちづくりに寄与する。</p> <p>活動内容 各種交通安全運動への参加 児童通学時の保護誘導</p> <p>定額補助 溝口町母の会連合会 30,000円 溝口小学校母の会 15,000円 二部小学校母の会 15,000円 日光小学校母の会 15,000円 溝口保育所母の会 15,000円 二部保育所母の会 15,000円 日光保育所母の会 15,000円</p>		<p>補助金の額に差異がある 岸本町のみ中学校保護者会へ補助金を交付している 溝口町中学校保護者会で補助事業を実施するか調整が必要 母の会連合会の一元化が必要</p>		<p>合併後に一元化の方向で調整する。 なお、補助金額は次のとおりとする。</p> <p>母の会連合会 40,000円 各中学校保護者の会 15,000円 各小学校母の会 15,000円 各保育所母の会 15,000円</p>		
4	<p>老人クラブ交通安全指導員協議会補助金</p> <p>運営費の補助を行い円滑な活動を図る。 町は岸本町老人クラブ連合会から推薦のあった者に老人クラブ交通安全指導を委嘱し、協議会を組織している。その活動に対して補助金を出している。</p> <p>定額補助 50,000円</p>	<p>該当事業なし</p>		<p>岸本町のみ事業実施</p>		<p>岸本町の例により、新町に引き継ぐ。</p>		

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項			
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	環境衛生関係事業		責任者	野坂博文	
合併協定項目	18 補助金、交付金等の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法		
5	<p>資源集団回収補助金</p> <p>集団回収事業を実施することにより、リサイクル、資源保護意識の醸成を図る。</p> <p>現在は、各小学校のPTAが実施する、集団回収事業に対して補助金を出している。その他の団体は現在はない。 収集品目：古紙、アルミ缶、酒・ビールビン等資源ゴミ</p> <p>2校実施で年2回の取組み 収集量1kgあたり3円の補助</p>		該当事業なし			<p>*岸本町だけの制度</p> <p>*PTA活動の財源となっている。</p>			合併後、岸本町の例により新たに定める	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業・商工事業	責任者	大橋・谷口
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
6	<p>ふれあい祭補助金 【目的】 町民交流はもとより近隣市町村や都市との交流を通して、岸本町の魅力をアピールする。 豊かな自然と多様な産品・心やさしいもてなしにより多くの来訪者に楽しんでいただくとともに、イベントを通して地域のつながりを深める。 【内容等】 期日 例年10月下旬 場所 大山ガーデンプレイス 内容 農産物・鮮魚・加工品・工芸品の販売 飲食コーナー（うどん・やきそば・カレーライス等） 交流コーナー（竹馬競争・水鉄砲） 抽選会 等 事業概要 別添のとおり（14年度開催要項） 申請者 森と清流の里ふれあい祭実行委員会 補助金 600,000円（補助率：定額）</p>	該当なし		岸本町のみ事業を実施している。	岸本町の例により新町に引き継ぐ。 当面は現行のとおりとし、合併後3年以内に算定方法の見直しを行う		
7	<p>岸本町商工会補助金 【目的】 町商工業の推進の観点に立って、商工会へ運営費と岸本駅業務費の補助をすることにより、岸本町商工会の充実振興を図る。 【内容等】 商工会運営費と岸本駅業務費の補助をする。 ・商工会運営費補助金 2,100,000円（定額補助） 商工会一般補助金 ・岸本駅業務費補助金 2,500,000円（定額補助） 岸本駅維持管理等補助金 計 4,600,000円（定額補助） ・補助金は4期に分けて支払う。 第1期 8月 1,150,000円 第2期 10月 1,150,000円 第3期 12月 1,150,000円 第4期 2月 1,150,000円 計 4,600,000円</p>	<p>溝口町商工会補助金 【目的】 町商工業の推進の観点に立って、溝口町商工会の充実振興を図る。 【内容等】 商工会運営費の補助をする。 商工会運営費補助金 2,500,000円（定額補助）</p>		<p>商工会の統合は現在調整中であるが、町の合併後となり、時期は未定である。 岸本町商工会のみに駅維持管理等の補助がある。 商工会法では、合併時に直ちに商工会が統合しなければならないとはされていない。（合併時に旧町商工会として存続可）</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。 当面現行どおり新町に引継ぎ、合併後に商工会の統合に向けての動向を見ながら調整する。</p>		

Q8 商工会の統合について

市町村の合併があった場合、商工会は統合する必要があるのか。

A 商工会法第7条第1項には、「商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。」と廃置分合の際の原則が規定されているが、商工会法第8条（市町村の廃置分合に伴う地区の特例）には、「その商工会の地区を廃置分合後の市町村とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。」と、区域変更のための定款変更又は解散するまでの間の経過措置を規定している。

したがって、速やかに商工会の地区と行政区画が一致することが望ましいとしながらも、その地域の商工業の実情等を考慮するならば、ただちに統合しなければならないということにはならない。しかし、商工会法第8条をもって統合しなくてもよいという解釈にはならないため、市町村の合併後、速やかな統合に向けて折衝を続けるべきである。

■ドキュメント市町村合併

西東京市の事例に見る 合併協議の実務

平成13年9月10日初版発行

平成14年6月20日5版発行

編集 西東京合併事務研究会

発行 株式会社 きょうせい

(商工会法)

第七条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであつてはならない。

(市町村の廃置分合に伴う地区の特例)

第八条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があつた場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあつては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によつて成立した商工会。以下この条において「同じ」の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあつては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域）とする。

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項									
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義		ワーキンググループ名	農林水産事業・商工事業									
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考										
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点	調整方法									
8	林道（単町補助）事務 【目的】 集落及び生産森林組合が林道を新設する場合、県補助金残の3割以内を補助する。また、県の補助対象事業とならない事業については、道路幅員2.5m以上、事業費10万円以上120万円以下の場合5割以内を補助する。町独自の補助制度。 【内容等】 （事務内容） 年末の区長会に提出し、要望を取りまとめ当初予算に計上する。補助金交付決定や着手完了等の事務及び現地検査により補助金を交付する。					岸本町のみ事業を実施している。	岸本町の例により、新町に引き継ぐ。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助負担率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">林 道</td> <td>5割以内</td> <td>1. 対象事業費10万円以上120万円以下 2. 道路幅員2.5m以上</td> </tr> <tr> <td>3割以内</td> <td>1. 国、県補助金を除いた残額に対する割合とする</td> </tr> </tbody> </table>								事業名	補助負担率	備 考	林 道	5割以内	1. 対象事業費10万円以上120万円以下 2. 道路幅員2.5m以上	3割以内	1. 国、県補助金を除いた残額に対する割合とする
	事業名	補助負担率							備 考							
	林 道	5割以内							1. 対象事業費10万円以上120万円以下 2. 道路幅員2.5m以上							
3割以内		1. 国、県補助金を除いた残額に対する割合とする														
【平成15年度実績】 事業主体 丸山生産森林組合（15年度） 事業位置 岸本町丸山字後谷 事業規模 延長80m 幅員3.5m 事業費 948,000円 町補助額 474,000円（1/2）																
9	造林（単町補助）事務 【目的】 部落及び生産森林組合の所有する山林を造林等する場合県補助金残の3割を補助する。町独自の補助制度。 【内容等】 （事務内容） 年末の区長会に提出し、要望を取りまとめ当初予算に計上する。補助金交付決定や着手完了等の事務及び現地検査により補助金を交付する。					岸本町のみ事業を実施している。	岸本町の例により、新町に引き継ぐ。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助負担率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造林</td> <td rowspan="2">3割以内</td> <td>1. 対象事業費10万円以上120万円以下</td> </tr> <tr> <td>間伐</td> <td>2. 国、県補助金を除いた残額に対する割合</td> </tr> </tbody> </table>								事業名	補助負担率	備 考	造林	3割以内	1. 対象事業費10万円以上120万円以下	間伐	2. 国、県補助金を除いた残額に対する割合
	事業名	補助負担率							備 考							
	造林	3割以内							1. 対象事業費10万円以上120万円以下							
間伐	2. 国、県補助金を除いた残額に対する割合															
実績 12年度 実施主体 13年度 丸山生産森林組合 14年度 福原生産森林組合 大原区																

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項											
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業・商工事業		責任者	大橋・谷口									
合併協定項目	18 補助金、交付金の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考													
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法											
10	<p>岸本町産業活性化事業（単町補助）事務</p> <p>【目的】 地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりを促進し、地域の活性化を図る。</p> <p>【内容等】 補助対象者 各種団体等 補助対象事業 自然・文化・社会・経済状況等の地域の特性を生かしながら、地域振興を目的として行なう特産品開発や地場産業の振興事業とする 補助実績 平成11年度以降実施無し 平成10年度 農産物直売所の建設 平成8年度 地鶏「ピヨ」の導入</p> <p>事務内容 年末の区長会に提出し、要望を取りまとめ当初予算に計上する。補助金交付決定や着手完了等の事務及び現地検査により補助金を各年度に交付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助負担率</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハード事業</td> <td>5割以内</td> <td>1. 対象事業費5万円以上100万円以内 2. 事業期間は2ケ年以内</td> </tr> <tr> <td>ソフト事業</td> <td>5割以内</td> <td>1. 対象事業費はハード事業の1割以内</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	補助負担率	備 考	ハード事業	5割以内	1. 対象事業費5万円以上100万円以内 2. 事業期間は2ケ年以内	ソフト事業	5割以内	1. 対象事業費はハード事業の1割以内			岸本町のみ事業を実施している。		岸本町の例により、新町に引き継ぐ		
事業名	補助負担率	備 考																
ハード事業	5割以内	1. 対象事業費5万円以上100万円以内 2. 事業期間は2ケ年以内																
ソフト事業	5割以内	1. 対象事業費はハード事業の1割以内																
11	<p>岸本町大型共同利用機械導入及び共同利用施設設置事業補助金</p> <p>【目的】 農業機械の過剰導入を避け、効率的な機械利用を促進するとともに、集落営農集団の組織化と強化を支援する。</p> <p>【内容等】 町が認定した生産組合（農事実行組合）、協業組合、農業生産法人の共同利用利用機械導入や共同利用施設整備に対し、補助を行う。</p> <p>1. 大型共同利用機械購入 （購入単価1台につき100万円以上） 補助率 生産団体を新規に設立し導入する場合 ……20% 既存の生産団体の新既の機種導入の場合……20% 導入済機械を更新する場合 ……10%</p> <p>2. 共同利用施設整備 （新・増・改築、1件50万円以上500万円を限度） 補助率 40%（国、県補助も含めて最高40%）</p>				岸本町のみ事業を実施している。		岸本町の例により新町に引き継ぐ。											